都内在住の在宅人工呼吸器使用難病患者対象

「難病患者在宅レスパイト事業」のご案内

東京都では、令和4年度より、難病患者在宅レスパイト事業を実施いたします。

1 事業内容

在宅で人工呼吸器を使用している難病患者さんの在宅生活を支えている御家族等の介護者が、病気治療や休息等の理由により、一時的に在宅で介護をすることが困難となった場合に、患者さんの自宅に看護人を派遣することができるようにする事業です。

- ※利用理由には介護者の休息、受診・検査、家庭の事情等があります。
- ※看護人派遣時に御家族が不在の場合もあります。
- ※医療保険に基づく訪問看護の代わりに利用することはできません。

本事業は、申込受付窓口等の事務局運営を<u>「東京都訪問看護ステーション協会(ST協会)」に委託</u>し、実施いたします。

2 対象者

以下の要件全てを満たす方が対象です。

- ① 都内在住で難病医療費等助成対象疾病※にり患している方
- ② 当該指定難病等により、在宅で人工呼吸器を使用している方(呼吸器の種類、利用時間は問いません)
- ③ 介護者の休息等の理由により、在宅での介護を受けることが一時的に困難となった方 ※難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病又は東京都難病患者等に係る医療 費等の助成に関する規則別表第1に掲げる疾病

3 利用時間

利用は1時間単位で、1回の利用時間は最長で4時間です。原則として、同一の患者につき 1 月当たり4時間以内、年間(年度内)で合計16時間まで、複数回の利用が可能です。

4 実施方法

- ◎本事業はST協会に委託し実施するため、看護人派遣に係る対価はST協会を通じてお支払いします。
- ◎利用を希望する場合は、御家族等により利用の都度、申請していただきます。

(利用日時については、あらかじめ訪問看護事業所と調整し、両者合意の上で申請いただきます)

利用希望から申請・決定まで

※基本的には利用を希望する御家族が対応する内容です。

利用希望の打診がありましたら、ご対応ください。

- 都ホームページに事業実施可能なステーションリスト(裏面下部のアンケートに基づく)を掲載しています。事業を利用する場合、御家族等は、このリストにより現在訪問看護を受けている訪問看護事業所が事業実施可能か確認し、利用を希望する訪問看護事業所と直接、具体的な日時を調整します。
 - ※利用可能なステーションが限られている、日程調整がつかないなどにより、これまで利用したことの無い訪問看 護事業所であっても、御家族等から事業実施可能かどうか相談が入る可能性があります。
- 利用日時を調整後、御家族等から、利用を希望する日の 10 日前(土日祝日及び年末年始を除く)までに、 ST 協会へ申請書類を提出していただきます。
- ST協会及び都において、申請内容を確認、審査の上、利用を決定します。
- ・決定後は、「難病患者在宅レスパイト決定通知書」を申請者及び利用する訪問看護事業所宛てに、都から郵送 にてお送りします。

看護人派遣から実績報告まで

※提出書類の様式は都のホームページに掲載しています。

- ・決定した日時に、患者宅に看護人を派遣します。
- 派遣終了後、毎月 10 日までに、ST 協会に前月分の実績報告関係書類の提出をお願いいたします。書類に不備等がある場合、ST 協会又は都の担当者から連絡いたします。

〔提出書類〕 ①「難病患者在宅レスパイト実施報告書」(第6号様式)

②「東京都難病患者在宅レスパイト事業実績報告書」

5 看護人派遣の費用

- ① 看護人派遣の時間に応じた金額 1時間当たり5,500円
- ② 訪問看護管理療養費、難病複数回訪問加算、特別管理加算、乳幼児加算
- ①に、②の項目のうち、医療保険の訪問看護における診療報酬と同じ考え方で該当するものを加算してお支払いします。※派遣する看護人は、訪問看護ができる職種(看護師又は准看護師)で、どちらの場合も費用は変わりません。

<支払例>

- 通常利用している訪問看護事業所(同じ月内の対象者への訪問看護あり)が、在宅レスパイトを4時間実施
- ・同日に医療保険で2回訪問している場合
 - ① (5,500 円×4時間) +② (3,000 円+4,500 円) = 29,500 円 bi問看護管理療養費 難病複数回訪問加算

<支払例>

- 初めて利用する訪問看護事業所(同じ月内の対象者への訪問看護<u>なし</u>)が、在宅レスパイトを4時間実施
- 対象患者は TPPV で6歳未満の場合
 - ① (5,500 円×4時間) +② (7,440 円+5,000 円+1,500 円) = 35,940 円

訪問看護管理療養費 特別管理加算 乳幼児加算

6 利用にあたっての注意事項

- (1)本事業の安全を担保するため、訪問看護事業所はサービスを提供するに当たって医師からの指示書により、 留意点等を十分に確認してください。(既に医療保険で出されている訪問看護指示書を転用することができ ます。この際は指示書に「本指示書は在宅レスパイト事業の指示書を兼ねる」旨の記載をしてもらうようお 願いします。)
- (2)現在医療保険で訪問看護をしている患者ではない、新たな患者宅に看護人を派遣する場合は、申請の前に、 御家族から主治医の指示書を受領し、契約を締結してください。
 - ※御家族等からの申請時に、主治医の指示書の写しを添付していただく必要があります。
- (3) 本事業は御家族等の介護者のレスパイトのために看護人を派遣するものであり、医療保険上の訪問看護を行う場合には、利用できません。

7 事業についての問合せ・相談先

本事業は、東京都訪問看護ステーション協会に委託し、実施しています。事業に関する問合せ・相談は以下までご連絡ください。

東京都訪問看護ステーション協会(対応時間:平日9時から17時まで)

電話 03-5843-5930 /メール info@tokyohoukan-st.jp

- ※メールの件名には【在宅レスパイト問合せ】と記載してください。
 - メールでの問合せには、回答まで数日かかる場合がありますので、ご了承ください。

8 事業に関する情報

事業の内容や申請書、対応可能なステーションの一覧は都のホームページに掲載しています。 実績報告の様式もこちらに掲載しています。

東京都難病ポータルサイト

URL https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/service/zaitaku/respite.html (難病ポータルサイト>利用可能なサービス>在宅難病患者向け事業>難病患者在宅レスパイト)

☆★事業協力意向確認アンケートにご協力ください★☆

都では、本事業の対応可能なステーションを把握するため、<u>都内にある全ての訪問看護事業所を対象にアンケートを実施</u>しています。協力意向の有無にかかわらず、ご回答ください。



https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?acs=r4respite

※このアンケートに回答してくださったことにより、貴事業所に本事業の受託の義務が生じるわけでは ありません。また、必ず本事業の依頼があるとは限りません。

※アンケートの回答内容は、事業の委託先である ST 協会と共有し、本事業の実施に活用させていただきますので、予めご了承ください。

【問合せ先】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課在宅難病事業担当電話番号 03(5320)4477(直通)